

令和5年度 千葉県公園緑地行政の 動向について



千葉県県土整備部
都市整備局
公園緑地課長
藪谷 直幸

1 はじめに

一般社団法人千葉県造園緑化協会の皆様には、日頃、本県の公園緑地・景観行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さらに貴協会におかれましては、災害時には「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、県立都市公園の早期復旧等に御協力いただいているとともに、景観法に基づく指定による「景観整備機構」として、本県の景観の保全・整備に御尽力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、都市公園を始めとする都市の緑は、都市を豊かなものにし、人々の生活に潤いや安らぎを提供するものであり、私達の暮らしにとってかけがえのない財産の一つとなっております。

都市公園の整備は進んできましたが、その一方で、施設の老朽化や、都市公園の更なる活用の必要性が指摘されています。これらを背景とし、人口減少や地方公共団体の財政的制約等の社会情勢の変化を踏まえ、平成29年に都市公園法が改正され、新たな官民連携手法である公募設置管理制度が創設されました。この下で、今後は都市公園の活性化や再編、民間のノウハウや投資を積極的に引き出す民間等との連携強化、都市公園の一層柔軟な管理運用などが、今日における都市公園の新たな課題となっております。

また、都市の緑を含めた、より幅広い観点から街の景観づくりを捉え、市町村、景観づくり地域活動団体、景観整備機構（千葉県造園緑化協会など）及びNPOなど、多くの団体やその関係者との協力のもと、良好な景観づくりに向けた協働の環を広げていけるよう取り組んでおります。

以下では、県立都市公園の整備・管理や都市の緑の創出、景観形成などに関する県の取り組みを御紹介いたします。

2 県立都市公園の整備と管理について

現在、県では、長生の森公園、八千代広域公園及び市野谷の森公園の3箇所の県立都市公園の整備を行っております。

長生の森公園においては、北側エリアで整備を進めていた多目的広場や管理棟が完成し、その周辺施設についても現在整備を進めているところです。

八千代広域公園においては、村上側がすでに供用を開始しており、残る萱田側についても、早期完成に向け、造成工事等を進めております。

市野谷の森公園の2期区域は、貴重な動植物のための樹林地の保全や自然とのふれあいの創設などを目指し、計画的に事業を推進してまいります。

次に、柏の葉公園では、都市公園法に基づく「公募設置管理制度」、いわゆるPark-PFIを活用し、園内の緑や水辺を生かした、民間活力による飲食施設等の設置を令和6年夏のオープンを目指し、進めております。

このほか、富津公園と蓮沼海浜公園では、海の魅力を生かした再整備に向け、令和5年3月に策定した公園の将来像や方向性を示した基本方針を踏まえ、再整備計画の検討を進めているところです。

また、現在、11公園において指定管理者制度を導入しており、指定管理者に対する年度ごとの履行状況確認の他、指定管理期間の中間年には第三者による管理運営状況の評価を行い、結果を公表しております。今後も、県民ニーズに即したサービス向上や効果的な管理運営に努めてまいります。

このように、県立都市公園がより一層安全で魅力あふれる場として、より多くの皆様に利用していただけるよう、公園の質の向上や公園利用者の利便性の向上に鋭意取り組んでいきたいと考えております。



長生の森公園（管理棟建築工事）



館山運動公園（テニスコート改修工）

3 都市の緑の創出に向けて

都市における緑を創出していくためには、都市公園などの整備により公的空間において緑を確保していくほか、建築物の敷地内空地や屋上・壁面など、民有地も含めて緑化を推進していく必要があります。

県では地域におけるまちづくりの中心的な役割を担う市町村と連携しながら、広く県民の皆様は緑について関心を持っていただき、都市の緑の重要性についてより一層理解を深めていただくことを目指して、緑化に関する普及啓発活動を実施しております。

その一環として今年度は緑に対する意識や関心を高めることを目的とする「苔テラリウム体験イベント」を予定しています。

また、令和5年は千葉県誕生、都市公園制度制定150周年という節目の年であり、「千葉県誕生・都市公園150周年記念 県立都市公園スタンプラリー」と銘打って多くの方々に県立都市公園に親しんでいただく機会を設けました。



チーバくん



引き続き、県民の皆様にとって身近で取り組みやすい都市緑化の普及に努めていくと共に、さらなる普及啓発活動に係る新たな事業を模索していきたいと考えております。

また、国では地域におけるグリーンインフラの取組を支援するため、グリーンインフラの推進方策として「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」を令和2年度より実施しております。

これは市町村の策定した「緑の基本計画」等に整合し、公園緑地が有する多様な機能を引き出し、複数の地域課題の解決を官民連携による都市公園の整備や、民間建築物・公共公益施設の緑化、市民農園の整備などを複合的に行うことで、都市の緑の創出並びに緑の保全に寄与する事業となります。

本県としても、市町村が円滑に事業を実施できるよう、助言などのサポートをしてまいります。

今後もさらに、都市公園などの整備により、公的空間において緑を確保していくほか、民有地も含めた緑化の推進や都市の緑の創出のための方策を、検討してまいります。

4 良好な景観形成の推進について

良好な景観は、県民共有の財産であり、良好な景観形成を推進することによって、「住みよいまち」「住み続けたいまち」が実現されるほか、地域への誇りや愛着も生まれ、地域コミュニティの形成、地域の活性化や観光振興への寄与も期待できます。

千葉県では、平成20年4月に施行した「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、平成21年3月に「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」を策定し、良好な景観づくりを総合的に推進しております。

良好な景観形成は、住民の主体的な参画があって、初めて実現できるものです。県では、県内各地での「景観セミナー」の開催、また、条例に基づく「認定景観づくり地域活動団体」への支援など、景観づくりへの県民参加の促進について積極的に取り組んでおります。

また、景観づくりには、市町村の役割が重要であることから、市町村が景観法に基づく景観行政団体となつて、地域住民との協働により、良好な景観を保全し、つくり出していけるよう、必要な支援、連携に努めております。令和5年4月1日現在では、39市町村が景観行政団体として、地域の景観づくりに取り組んでいるところです。

景観は道路や公園、建築物など公共や民間の様々な要素で構成されているため、良好な景観づくりにはそれぞれの分野の専門的な知見が必要となります。そうした意味で、景観法に基づく「景観整備機構」に指定させていただいている貴協会の皆様には、今後とも、専門知識を生かした活動を通じて、本県の良好な景観づくりに御協力をお願いするとともに、社会的要請に的確に応えながら公園緑地行政を円滑に進めていくためにも、御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。



景観セミナー



景観まちづくり市町村連絡会議